

Ⅸ 学習障害

学習障害とは、全般的に知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するといった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかつたり、うまく発揮することができなかつたりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態をいう。

1 学習障害のある子供の教育的ニーズ

(1) 早期からの教育的対応の重要性

乳幼児期は、心身の発達に極めて重要な時期である。特に、幼児期は、自分を取り巻く周囲の人との関わり方を学び、周囲の物事についての理解を深め、社会生活を送る際のルールについても学習し、学齢期に向けての基礎づくりをする大切な時期と言える。

この時期の一般的な発達上の目標としては、おおよそ次のものが挙げられる。

- ・運動・姿勢能力の向上
- ・コミュニケーション能力の促進
- ・食事や排せつ等の身辺自立の習慣形成
- ・周囲の人との情緒的なつながりに基づく、安定した人間関係の形成
- ・自分と自分を取り巻く社会についての簡単な概念の形成
- ・社会的ルールについてのある程度の理解の学習
- ・小集団における最低限の自己コントロールの学習
- ・認知機能の向上

以上のような幼児期を中心とした一般的な発達上の目標は、学習障害のある子供にとっても同様である。

学習障害のある子供については、就学してから、その学習上の困難が顕在化することが多い。しかし、文字や数字を扱う場面が少ない幼児期においては、周囲から気付かれる可能性は低いものの、学習障害の傾向があることに気付くことは不可能ではない。

就学前においては、遊びや生活の中で数量や図形、文字などに親しむ体験を重ね、これらに興味や関心、感覚をもつようになり、言葉による伝え合いを楽しんだりして、学習に必要な基礎的な力を養う時期である。このような時期に、文字の読み書きに興味を示さなかつたり、文字をなかなか覚えなかつたり、絵を描くときに時間がかかつたりするなどの兆候が見られた際には、気付いた時点で専門家に相談し、遊びの中で数量や文字などに関する興味や関心、感覚などを育むことができるような機会を積極的に設けると効果的な場合がある。また、読み書きに興味は示さなかつたとしても、読み聞かせを通して、語感を楽しんだり、本の楽しさを味わったりすることで、語彙や知識の拡大など、学習に必要な基礎的な能力を築き上げることも重要である。このように、就学前に保護者や関係者で気付きを共有し早期支援につなぐことは重要である。

その際、学習に必要な基礎的な能力を育てることを共有することが大切であり、すぐに

結果を求めたり、子供の気持ちに寄り添うことなく技能の習得をねらって訓練的に何度も強いたりすることがないように配慮する必要がある。

学習障害のある子供の学びの場は、基本的には通常の学級となるが、学習上の困難さに対して早期から対応できるよう、幼児期から発達の諸側面に対する気付きや、その発達に応じた必要な支援を行うことが重要である。そして、このことがその後の子供の学習面にも大きな影響を及ぼす可能性があることを、保護者や療育機関等と共通理解を図るとともに、早期発見と早期からの教育的対応、就学先への円滑な移行支援を行うことが大切である。

(2) 教育的ニーズを整理するための観点

学習障害のある子供にとって適切な学びの場を検討するためには、子供一人一人の教育的ニーズを整理する必要がある。ここでは、教育的ニーズを整理するための観点を、①学習障害の状態等の把握、②学習障害のある子供に対する特別な指導内容、③学習障害のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容とし、それぞれについて述べる。

① 学習障害の状態等の把握

学習障害のある子供の障害の状態等をどのような視点から把握したらよいか述べる。

ア 医学的側面からの把握

(ア) 障害に関する基礎的な情報の把握

障害の状態等については、次のような事項について把握することが必要である。

a 既往・生育歴

- ・ 出生週数 ・ 出生時体重 ・ 出生時の状態 ・ 保育器の使用
- ・ 育った国や言語環境 ・ 入院歴や病歴 ・ 服薬

b 幼児期の発達状況

- ・ 乳幼児健康診査の状況
- ・ 発達相談（地域の実施状況により5歳児健康診査を含む）の状況
- ・ 就学時健康診断の状況

c 併存している障害等の有無

- ・ 注意欠陥多動性障害や自閉症等の有無
- ・ 行動障害や心因性の障害などの二次的な障害の有無
- ・ 運動機能に関する障害の有無
- ・ 視覚（見え方）や聴覚（聞こえ方）に関する障害の有無

なお、上記事項の把握については、必要な範囲で、保護者との面談等を通じて把握することが大切である。

(イ) 障害の状態等の把握に当たっての留意点

学習障害の状態等を的確に把握するために、次のような事項に留意しながら、情報を把握することが大切である。

なお、学習障害の場合、他の障害や環境的要因が直接的な原因でないことを確認することが必要であり、知的障害とは重複しない点に留意する必要がある。

a 観察について

学習障害のある子供は、知能検査等で全般的な知的発達の遅れがないと考えられるが、教科学習において著しい遅れがある特定の教科等がないかを確認する必要がある。その際には、例えば、ノート、提出物や作品、学力検査や学業成績、宿題の取組状況、読み書きに関するチェックリスト等を活用して把握することが考えられる。

この場合、視覚や聴覚の情報処理の状況、言語能力や語彙量、注意の持続、記憶の状況、不器用さの有無などのつまずきや困難さ等が要因となっていることが考えられるため、それらを把握するために学習中の様子が重要な情報となるとともに、つまずきや困難さ等を補うための得意な力や、学習に意欲的に取り組めるよう興味や関心についても把握しておくことが大切である。

b 医療機関等からの情報の把握

現在の医療機関をはじめ、これまでにかかっていた専門の医療機関がある場合には、その間の診断や検査結果などの医学的所見を把握することが重要である。また、乳幼児健康診査や発達相談等の事後のフォローとして、療育機関や相談機関につながっている場合もあるため、言語発達や運動発達に関する療育内容なども重要な情報となる。

イ 心理学的、教育的側面からの把握

心理学的、教育的側面からは、次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)に示す内容について把握することが必要である。

学習障害については、医学的な治療というよりも教育的な指導や支援が重要であるとともに、標準的な個別式知能検査等を活用し全般的な知的発達の遅れがないかどうかを確認したり、心理アセスメント等を活用し認知の偏りや発達の進んでいる側面等を把握したりすることが大切である。

また、アで述べた事項についての状況も含め、認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等の状況から、学習の困難さにつながる可能性のある要因に早期に気付くことが重要であり、下記のような事項について把握し、教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討していくことが大切である。そして、把握した内容については、必要に応じて就学先への移行時に引き継ぐことが大切である。

なお、諸発達等の状態を把握するための標準化された個別検査を実施する場合の留意点については(ウ)を参照すること。

(ア) 発達の状態等に関すること

発達の状態等については、次のような事項について把握することが必要である。

なお、ここでは就学前の発達の状態等について把握しておくべき主な事項について述べる。

a 言語面

- ・文字への興味や関心の程度
- ・言葉の言い間違いの有無やその頻度
- ・言葉の分解や抽出の状況（例：しりとりができるか）
- ・ものや人の名前の記憶

b 運動面

- ・走ったり遊具等で遊んだりする際の身体の使い方
- ・鉛筆の持ち方やはさみの使い方

c 感覚や認知

- ・視覚（見え方）や聴覚（聞こえ方）の状態
- ・形の弁別
- ・上下や左右の位置や方向の理解

d 姿勢

- ・姿勢の保持

e 集中力

- ・集中力の持続

(イ) 本人の障害の状態等に関すること

本人の学習障害の状態等を把握するに当たっては、(ア)で述べた事項についての的確に把握するとともに、次のような事項について把握することが必要である。

a 教科学習上の困難さ

全般的な知的発達に遅れがないため、年齢相応の理解ができる教科等がある一方で、特定の教科等や学習活動について著しい困難が見られることから、下記のようなことについて学習面や行動面の観察を行い、困難さのサインに気付くことが大切である。

- ・聴力に課題はないが、話し言葉を聞いて理解できているか。
- ・聞いたことを理解して指示に従えるが、自分の考えや思いを話して伝えることができているか。
- ・教科書の音読の際に読み間違いや読み飛ばしの頻度が多かったり、拾い読みだったり、読むのが遅かったりしないか。
- ・文字を書くときに、他の子供に比べて時間がかかっているか。

- ・文字を書くときに、書き誤りが多くないか。
- ・聞いたことは理解できるが、ひらがなや漢字を覚えるのに時間がかかっていないか。
- ・板書する際、何度も黒板を見ていないか。
- ・数の順番や数が表す大きさの理解が不得手ではないか。
- ・加法減法に時間がかかったり、指を使って計算したり、九九が習得できなかったりといった計算の部分に困難さがないか。
- ・図形を模写することができているか。
- ・年齢相応の学習内容が概ね理解できているか。

b 身体の動き

体育科の時間だけではなく、他教科や休み時間、給食の時間など、生活全般を通して把握することが必要である。

- ・走る、跳ぶなどの粗大運動に困難さがないか。
- ・ボールやラケット等の道具の使用に困難さがないか。
- ・鉛筆やはさみなど学習用具の使用などに不器用さが見られないか。

c 感覚や認知の特性

教科学習上の困難さの要因と考えられる可能性があるので、就学前の発達の状況を踏まえ、生活全般を通して次のようなことを把握することが必要である。

- ・視覚（見え方）や聴覚（聞こえ方）の状態はどうか。
- ・上下、左右、前後、遠近などの空間的な位置関係が把握できているか。
- ・図（見るべき対象）と地（見るべき対象の周辺や背景の部分）を弁別することができるか。
- ・目と手の協応動作が円滑に行えているか。

d 学習意欲や学習に対する取組の姿勢や態度、習慣

学習面のつまづきを把握する際に、学習意欲や学習に対する取組の姿勢や態度、習慣について、次のようなことを把握することが必要である。

- ・学習の態度や習慣（着席行動、傾聴態度）が身に付いているか。
- ・学習や課題に対して主体的に取り組む態度が見られるか。
- ・学習や課題に対する理解力や集中力があるか。
- ・座位や立位などの姿勢が崩れやすすくないか。
- ・注意の持続に困難さがないか。
- ・学習用具の整理・整頓ができているか。
- ・忘れ物や紛失が多くないか。
- ・指示や説明の聞き洩らしが多くないか。

e 自己理解の状況

子供によっては、小学校低学年の頃から自分の困難さに気付いている場合もある。障害の受容や理解については、自分らしさを気にしたり、自分と他者の違いを意識し

たりするなど、自己の確立の問題とも関連する重要な課題であることから、子供の障害の受容や理解の程度について、次のようなことを把握することが必要である。なお、発達の段階を考慮しながら、子供の気持ちに寄り添って進めていくことに留意することが大切である。

- ・自分の得意なことや苦手なことについて認識をもっているか。
- ・自分のできないことに関して悩みをもっているか。
- ・自分のできないことに関して、先生や友達の援助を求めることができるか。
- ・保護者と障害について話し合ったり、相談したりして理解しようとしているか。
- ・自分の障害に気づき、どの程度障害を受け止めているか。
- ・障害を正しく認識し、改善・克服しようとする意欲をもっているか。

(ウ) 諸検査等の実施及び留意点

(ア) や (イ) に示した事項の把握については、学習面や生活面の行動観察と併せて、諸検査の実施等を通して把握することが必要である。

なお、諸検査等を実施する際は、次のような事項に留意することが大切となる。

a 個別式検査の活用

学習障害のある子供の場合は、全般的な知的発達に遅れはないが、学習に必要な基礎的能力のうち特定の能力についてその習得や使用に著しい困難を示す状態にあるので、行動観察や心理アセスメントの結果を参考にその状況を把握するとともに、より焦点化された読み書きや計算等の検査を実施することが必要である。

b 検査実施上の工夫等

学習に必要な基礎的能力のつまずきや困難さの要因の判断に当たっては、校内における実態把握を踏まえ、心理アセスメント等の実施や評価の必要性について、巡回相談員や外部の専門家と相談しながら進めていくことが望ましい。

なお、通常の学級担任が実施できるアセスメントツールもあることから、学習に困難さを抱えている子供の実態把握を目的に実施することによって、該当の子供のつまずきを早期に気づき、早期に対応・支援するきっかけにもなる。まずは、通常の学級で行い得るアセスメントを行い、その後個別に行う検査を検討・実施するという手続きを踏むことが有用である。

c 検査結果の評価

学習障害のある子供の場合は、認知の偏りや発達の進んでいる側面といった子供一人一人の特性を把握することが大切であることから、検査結果については、検査の低位項目ごとにその内容を十分に分析し、子供の実態と検査結果とを関連させて総合的に見て評価する必要がある。また、個別検査中の行動等については、丁寧に観察し、課題に取り組む姿勢や意欲、新しい場面への適応能力、判断力の確実さや速度、集中力等についても評価することが大切である。

専門機関による心理アセスメントの結果については、子供の学びに必要な情報として、実際に学校場面でどのような形でつまずきとして表れやすいのか、どのような指導や支援、配慮を行うことが考えられるのかについて、保護者を通じて情報の整理と提供を求め、子供の教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討していくことが大切である。その後、それらの情報は、校内教職員で十分な情報共有を行い、個別の指導計画等へ反映していくことが重要である。

(エ) 認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報の把握

学校での集団生活を送る上で、把握しておきたい情報として、遊びの中での友達との関わりや興味や関心、社会性の発達などがある。このため、就学に係る行動観察の他、認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等における子供の成長過程について情報を得ることも有用である。

② 学習障害のある子供に対する特別な指導内容

学習障害のある子供に対する義務教育段階における特別な指導内容としては、次のようなことが挙げられる。

ア 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること

視知覚の特性により文字の判別が困難で、文字を読み間違ったり文節の把握ができなかったりする場合、本人にとって読み取り易い書体を確認したり、文字間や行間を広げたりして負担を軽減しながら、学習内容の理解が促進される方法や学習環境を整えることが必要である。また、書かれた文章を理解したり、文字を書いて表現したりすることは苦手だが、聞けば理解できたり、図や絵等を使えば効率的に表現することができたりすることもあるので、本人が理解や表現しやすい学習方法を用いて、様々な場面で子供が有する能力を発揮できるよう、子供自身も得意な学習の方法や、自分に適した学習の方法について認識し、活用できるように指導することが必要である。

イ 代替手段等の使用に関すること

漢字の読みが覚えられない、覚えてもすぐに忘れてしまう、似たような漢字を読み誤るなどのつまずきによって、長文の読解が著しく困難になったり、結果として読書に向かう意欲や関心が低かったり、読書経験の乏しさから語彙が増えていかなかったりすることがある。このような場合には、振り仮名を振る、拡大コピーをするなど自分が読み易くなる方法を知ったり、コンピュータによる読み上げや電子書籍を使用し文字の大きさを変えたりするなどの代替手段を使うことも考えられる。同様に、書くことの困難さを改善又は克服するために、口述筆記のアプリケーションやワープロを使ったキーボード入力、タブレット端末のフリック入力などが使用できることを実感することも大切である。その

際、子供自身が学びやすさにつながることを実感することが大切である。

このように、自分に合った代替手段を用いることで、つまづきが回避できたり、課題に対して意欲的に取り組めるようになったり、自分自身の能力を発揮できたりするなど、通常の学級での学習活動への参加をスムーズにし、自分の能力を最大限に発揮する状況を創り出すことを促す指導や、自分で学習環境を整えていくように指導することが非常に重要である。

また、子供自身が、代替手段等を使用することの必要性を周囲に伝える力を養うことも重要である。なお、周囲も代替手段を用いる必要性を理解し、異なる方法で学ぼうとする姿勢に理解を示せるように指導することも重要である。

ウ 言語の形成と活用に関すること

言葉は知っているものの、その意味を十分に理解していなかったり、言葉を適切に活用できなかったりして、自分の思いや考えを相手に正確に伝えることが難しい場合がある。このような場合には、実体験や、写真や絵と言葉との意味を結び付けながら理解したり、習った語彙を使って例文づくりに取り組んだり、ICT機器等を活用し、見る力や聞く力を活用しながら言語の概念を形成したりするように指導することが大切である。

エ コミュニケーション手段の選択と活用に関すること

読み書きの困難により、文章の理解や表現に時間がかかることがある。このような場合には、コンピュータの読み上げ機能を利用したり、読み書きの内容について関係性や項目を整理して考えやすくするため、図やシンボルなどで示すマインドマップのような表現を利用したりして、コミュニケーションを図ることに楽しさと充実感を味わえるようにすることが大切である。

オ 感覚の総合的な活用に関すること

視知覚だけに頼って文字を受容してから書こうとすると、意図している文字を思い出すことができなかつたり、上手く書けなかつたりすることなどがある。このような場合には、例えば、腕を大きく動かして文字の形をなぞるなど、様々な感覚を使って多面的に文字を認識し、書くことができるような指導をすることが大切である。

カ 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること

左右の概念を理解することに困難さがあるなど、認知や行動の手掛かりとなる概念を含んだ指示や説明を理解することが難しいことがある。このような場合には、様々な場面で、見たり触ったりする体験的な活動と位置や方向を表す言葉とを関連付けたり、言葉で具体的に意味づけしながら指導を行うなど、空間や時間などの基礎的な概念の形成を図ることが重要である。

キ 集団への参加の基礎に関すること

言葉の意味理解の困難さや間違いなどから、友達との会話の背景や経過を類推することが難しく、そのために集団に積極的に参加しにくいことがある。このような場合には、日常的によく使われる友達同士の言い回しや、その意味することが分からないときの尋ね方などを、あらかじめ少人数の集団の中で学習しておくことが大切である。

ク 障害の特性の理解に関すること

学習障害のある子供の場合、得意な能力がある一方で、学習が上手くないことや、他者と比較して過度に自己評価を低下させてしまうことがある。このような場合には、二次的な障害に陥らせないためにも、個別指導や小集団指導などの学習における指導形態を工夫しながら、心理的な安定を担保し、安心した環境の中で、自分の特性に気付き、自分を認め、生活する上で必要な支援を求められるようにすることが大切である。

ケ 情緒の安定に関すること

読み書きの学習を繰り返して行っても、なかなか成果が得られなかったり、認められる経験が乏しかったりすることなどから、生活全般において自信を失っている場合がある。その結果として、過度に自己評価が下がったり、意欲が低下したり、情緒が不安定になったりすることもある。このような場合には、本人がつまずきを克服できるような指導や支援を行い、一つでもやり遂げた経験や成功した経験を積むこと、そうした本人の努力をしっかり認めることで自信を持たせたり、やり方を工夫すれば自分もやり遂げることができるということに気付くよう促したりすることが必要である。

以上のことから、学習障害のある子供の教育的ニーズを整理する際、当該の子供に対する特別な指導内容を把握することが必要である。

なお、上記ア～ケは、代表的な例を挙げており、子供の実態によっては、上記以外の特別な指導内容も考えられることに留意することが大切である。

③ 学習障害のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容

学習障害のある当該の子供に必要な合理的配慮を行ったり、必要な支援の内容を提供したりすることで、学習への参加や学習内容の理解などが可能となるようにする必要がある。

よって、学習障害のある子供の教育に当たっては、次の点から教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容を検討する必要がある。

ア 教育内容・方法

(ア) 教育内容

a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

読み書きや計算等に関して苦手なことを本人の認知特性を考慮しながらできるようにする、別の方法で代替する、他の能力で補完するなどの配慮をして指導を行う（文字の形を言語化することによって識別しやすくする、パソコン、タブレット端末、デジタルカメラ等の使用、口頭試問による評価等）。

また、評価に関しては、本質的なことについて評価するよう努める（算数のテストで答えの単位の漢字が間違っていたとしても減点対象としない等）。

b 学習内容の変更・調整

「読む」「書く」等の特定の学習活動への参加や、特定の学習内容を習得することが難しい場合、基礎的な内容の習得を確実にすることを重視した学習内容の変更・調整を行う（習熟のための時間を別に設定、軽重をつけた学習内容の配分等）。

(イ) 教育方法

a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

読み書きに困難さが見られる場合、本人の特性に合わせた情報や教材の提供、活用方法などの配慮を行う（文章を読みやすくするために体裁を変える、拡大文字を用いた資料、振り仮名をつける、音声やコンピュータの読み上げ、聴覚情報を併用して伝える等）。

b 学習機会や体験の確保

身体感覚の発達を促すために、身体を使うような活動を取り入れるなどの配慮を行う（体を大きく使った活動、様々な感覚を同時に使った活動等）。

また、活動内容を分かりやすく説明して安心して参加できるようにする。

c 心理的・健康面の配慮

苦手な学習があることで、自尊感情が低下している場合には、成功体験を積みせ、教職員や友達、保護者から認められたりする場面を積極的に設ける（文章を理解すること等に時間がかかることを踏まえた時間延長、必要な学習活動に重点的な時間配分、音読箇所を予告し練習する時間を保障する、互いの違いを認め合うような受容的な学級の雰囲気作り、困ったときに相談できる人や場所の確保等）。

イ 支援体制

(ア) 専門性のある指導体制の整備

特別支援学校や発達障害者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。また、通級による指導等の学校内の資源の有効活用を図る（通常の学級担任が通級による指導の様子を参観する等）。

(イ) 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

努力によっても克服しがたい困難さがあること、努力が足りないわけではないこと、方法を工夫することによって能力が発揮できること、一方で、誰しも得意なことや不得意なことがあること等について、周囲の子供、教職員、保護者への理解啓発に努める。

(ウ) 災害時等の支援体制の整備

指示内容を素早く理解し、記憶することや、掲示物を読んで避難経路を理解することが難しい場合等を踏まえた避難訓練に取り組む（具体的で分かりやすい説明、不安感を持たずに行動ができるような避難訓練の継続、避難に関する注意書きに振り仮名を振る等）。

ウ 施設・設備

(ア) 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

類似した情報が混在していると、必要な情報を選択することが困難になるため、不要な情報を隠したり、必要な情報だけが届くようにしたりできるように校内の環境を整備する（余分な物を覆うカーテンの設置、視覚的に分かりやすいような表示等）。

以上のことから、学習障害のある子供の教育的ニーズを整理する際、当該の子供に個別に必要な教育における合理的配慮を含む支援の内容を把握することが必要である。

なお、ア～ウは、代表的な例を挙げており、学校や学びの場の基礎的環境整備の状況や、子供の実態によっては、上記以外の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容も考えられることに留意することが大切である。

④ 教育的ニーズの総合的な整理

以上のことから、学習障害のある子供の教育的ニーズを整理する際は、前述した教育的ニーズを整理するための観点（①学習障害の状態等の把握、②学習障害のある子供に対する特別な指導内容、③学習障害のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容）から総合的に整理していくことが大切である。

総合的に整理する際には、①で把握した医学的側面、心理学的、教育的側面からの学習障害の状態等の把握だけで、学びの場を判断するものではないことに留意することが重要である。

そのため、②で把握した特別な指導内容、③で把握した教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容を踏まえ、子供一人一人に求められる適切な指導及び必要な支援について考えることが大切となる。例えば、自立活動の指導において、どのような指導内容を、どの程度の時間をかけて指導する必要があるのかなどを整理したり、合理的配慮を含む必要な支援の内容について、どの程度の変更・調整が必要かなどを整理したりすることが考えられる。

その上で、整理した内容を次に示す「2 学習障害のある子供の学びの場と提供可能な教育機能」の前提となる教育課程等の条件との関連で検討していくことが大切となる。

なお、障害を併せ有する子供については、併せ有する障害による教育的ニーズも、上記と同様に整理していく必要がある。

2 学習障害のある子供の学びの場と提供可能な教育機能

学習障害のある子供の学びの場には、小中学校等の通常の学級、通級による指導（学習障害）がある。

これらの学びの場の検討に際しては、以下に示す障害の程度を踏まえ、これまで把握してきたその時点での子供一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう検討することが重要である。

なお、通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみに捉われることのないよう留意し、総合的な見地から判断することが大切である。また、第2編第3章の5の「(4) 特別支援学級と通級による指導について」に示す内容にも十分留意することが必要である。

(1) 通常の学級における指導

通常の学級においては、小中学校等で編成される教育課程に基づいて、各教科等の指導を学級、学年集団で行ったり、全体で学校行事に取り組んだりするなど、一斉の学習活動が基本である。学習障害のある子供が各教科等を学ぶ場合、障害による困難さに対する指導上の工夫や個に応じた手立てが必要となる。その際、前述した「③学習障害のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容」や学習指導要領総則のほか、各教科等編の解説に示されている「学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫」等を参考として、子供一人一人の教育的ニーズを踏まえて工夫していくことが重要となる。

学習障害のある子供を含め、通常の学級には多様な実態の子供が在籍していることを踏まえ、教師と子供及び子供相互のより良い人間関係を構築し、学級経営の充実を図ることが大切である。そのため、通常の学級において、安心して学習に取り組むことができるよう、学級全体又は個に応じた様々な手立てを検討し、指導が行われる必要がある。

学習障害のある子供は、学習面に対するつまずきが学力面に影響を及ぼし、自信を失ったりストレスを抱えて心理的に不安定になったりすることも少なくない。子供の得意なところや意欲的に取り組んでいるところ、努力しているところを把握し、肯定的な評価を意図的に行い、本人の努力や達成状況を認めていくことが大切である。

その上で、学習障害のある子供の实態把握に努め、教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容の提供を行ったり、通級による指導における指導方法等を参考にしたりするとともに、ティーム・ティーチングや個別指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、

教材・教具などの工夫を効果的に行うことが重要である。

また、通常の学級においては、日頃から分かりやすい指示、課題の提示の工夫、多様な問題解決を行う授業づくり、本質的なことに焦点化した評価などに努めることが大切である。

通常の学級で必要な指導上の工夫や個に応じた手立て等として、以下のようなことが考えられる。

- ・文章を目で追いながら音読することが苦手な場合には、自分がどこを読むのかが分かるように拡大コピーを用意したり、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用したり読んでいる部分を指で押さえることを認めたりするなどの配慮を行う。
- ・資料の中から必要な情報を見つけ出したり読み取ったりすることが苦手な場合には、必要な部分を拡大したり、見る範囲を限定して注目する部分を示したりするなどの配慮を行う。
- ・読み書きに困難がある場合には、板書だけで説明するのではなく、必ず読み上げて分かりやすく説明したり、ノートに写すべき部分を色分けしたりするなどの配慮を行う。また、タブレット端末等のICT機器を使用し、音声教材を活用したり板書されたものを写したり、パソコン入力による板書を行ったりするなどの工夫を行う。
- ・聞いて理解することが苦手な場合には、図やモデルなど視覚的な情報を活用するなどの工夫を行う。
- ・空間図形のもつ性質を理解することが苦手な場合には、空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように、立体模型を準備し言葉で特徴を説明したり、見取り図や展開図と見比べて位置関係を把握したりするなどの工夫を行う。
- ・計算が苦手な場合には、練習問題の量を調節したり、計算の意味を図や絵を提示して分かりやすく説明したりするなどの工夫を行う。

（２）通級による指導（学習障害）

通級による指導は、小中学校等の通常の学級に在籍している障害のある子供に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該の子供の障害の状態等に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行うものである。

① 通級による指導（学習障害）の対象

対象となる障害の程度は以下のように示されている。

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号初等中等教育局長通知）

学習障害のある子供の場合、通常の学級における大部分の授業については、(1)で述べた指導上の工夫や個に応じた手立て、教育における合理的配慮を行うことが前提となる。

しかし、学習障害のある子供の中には、例えば、書くことに対する困難さに対して、板書すべき部分を色分けして分かりやすく示したり、拡大したプリントを準備して活用できるようにしたりすることなどの配慮を行うだけでは、指定された時間内に書き終えることができず、学習の習得が困難となる場合がある。そのため、自分の得意・不得意などの特性を理解し、子供自身が得意な学習の方法や自分に適した学習の方法について認識するとともに、ICT機器の代替手段等の選択や使用ができる力を育成する指導や、自分で学習環境を整えていくことができるような指導を行ったりするなど、一部特別な指導が必要となると考えられる。

このような場合には、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う自立活動の指導を、通級指導教室で行うことを検討することになる。

通級による指導の対象となるか否かの判断に当たっては、各学校又は各地域における支援体制の活用を図り、各学校に設置されている校内委員会による判断や意見に加え、教育委員会に設置されている専門家チームや教育支援委員会等による判断や意見を参考にすることが重要である。

一般に、就学に関する相談は入学時や学年始めに集中することが多いが、学習障害のある子供の場合は、学習が進んでいく段階の学期途中で特別な支援の必要性が生じることもある。したがって、校内委員会においては、日頃から気になる子供の実態を把握したり、学習障害のある子供等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞いたりして、通級による指導の対象とすることや、通常の学級における適切な配慮や指導上の工夫を講ずるなどの対応が行えるようにすることが大切である。

② 通級による指導（学習障害）の概要

通級による指導を行うに当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものであり、学習障害の特性や、子供一人一人の教育的ニーズに十分配慮することが大切である。

なお、通級による指導については、「学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」（平成28年文部科学省告示第176号）において、それまで「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする」と規定されていた趣旨が、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行う

ことができると解釈されることのないよう「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる」と改正された。つまり、通級による指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であることに留意する必要がある。すなわち、子供の認知特性を考慮しながら、苦手なことを克服するための手段を理解したり、授業や試験時の代替手段の活用の仕方を習得したりする指導が必要となる。

実際の指導では、自立活動の個別の指導計画に基づく指導目標や指導内容、指導方法等を踏まえ、必要に応じて、個別指導又はグループ別指導を適切に組み合わせて行うことが求められるとともに、対象となる子供一人一人の障害の状態等に応じて、適切な指導時間数を設定することが重要である。

通級による指導における指導内容として、以下のようなことが考えられる。

- 教師の指示をしっかりと聞いて理解することが苦手な場合には、興味や関心のある教材等を活用して、できるだけ注意を持続させたり、視覚的な情報とともに示したり、音源や音量に配慮したり、注意深く話を聞くことの必要性を理解させたりするなどして、どのようにしたら必要な情報を聴き取ることができるかを指導する。
- 自分の話したい内容をしっかりと伝えることが苦手な場合には、あらかじめ話したいことをメモしたり、話の内容を補うような視覚的な情報を併用するなどの工夫をしたりして、書かれたものを見ながら自信をもって話をするなど、自分に適した方法を理解し、人に自分の話したいことが伝わるという実感をもつことができるような指導を行う。
- 文章を読み上げることや内容を理解することが苦手な場合には、流暢性のある読みに近いような音と文字をつなぎ合わせるような指導、語のまとまりを意識できるような指導、細かな違いの見極めが難しいときに漢字やアルファベットを大きく表したり、行間を空けたり、分かち書きにしたりするなど、自分に適した方法を理解し、学んだスキルを活用することができるよう指導を行う。その際、タブレット端末等の機器についても活用できるよう指導する。また、語彙力を高める方策の一つとして、読書習慣を身に付けることができるよう、自分に合った読書計画や選書方法を見つけ、読書の楽しさが実感できるような指導を行う。
- 書くことが苦手な場合には、間違えやすい漢字やアルファベットを例示するなどして、本人がどこに注目すればよいかを意識させたり、経験を思い出しながらどのようなポイントで作文していけばよいかを示したり、読み手や目的を明確にして書くことの重要性を示したりしながら、自分に適した方法を理解し、学んだスキルを活用することができるよう指導を行う。また、文字を綴ることが難しい場合には、タブレット端末等を活用して板書を写したり、音声入力したりするなど、代替手段の活用についても指導を行う。
- 暗算や筆算をすることや数の概念を理解することが苦手な場合には、身近で具体的

な事象を基に数概念を形成する指導や、数概念を確認しながら計算力を高めたり、文章の内容を図示するなどしてその意味を理解させながら文章題を解いたりするなどして、自分に適した方法を理解させ、学んだスキルを活用できるよう指導を行う。

- ・事実から結果を予測したり、結果から原因を推測したりすることが苦手な場合には、図形を弁別する指導や空間操作能力を育てる指導、算数や数学で使われる用語を理解する指導、位置関係を理解する指導等を、実体験や具体的な事象を例にして、自分に適した方法を理解し活用できるよう指導を行う。
- ・学習障害があり努力をしても期待する成果が得られなかった経験などから、生活全般において自信を失っている場合は、本人が得意なことを生かしたり、少しずつでも自分に合った方法で苦手な課題をやり遂げたりする経験を通して、自分の得意な部分に気付くとともに、自分に合ったやり方を用いればやり遂げられるという実感を積むことができるような指導を行う。

学習障害のある子供の場合には、注意欠陥多動性障害や自閉症の障害の特性を併せ有する場合もあるため、それらの障害の特性も踏まえて教育的ニーズに応じた指導の目標や内容を設定することに留意する必要がある。

なお、学習障害のある子供の場合、学習に対する不全感や対人関係及び生活面でのストレス等によって、情緒が不安定になったり自尊感情が低下したりするなどして、不安やうつ症状等を伴う二次的な障害につながるケースもある。また、学年が進行すると、全般的な学力不振や低学力、怠学といった状態に表面的には見えてしまうこともある。このような状態を防ぐためにも、通常の学級における各教科等の指導と通級による指導との関連を図り、日頃から教師間の連携に努めるとともに、通常の学級における必要な支援と環境調整を行うことが重要である。

3 学習障害の理解

(1) 学習障害について

① 学習障害の概要

学習障害(LD: Learning Disabilities)とは、基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではない。

※ 従来は「中枢神経系に何らかの機能障害」と表現していたが、「何らかの要因による機能不全」と医学的には同義であるため、注意欠陥多動性障害等の定義と表現

をそろえたものである。

② 学習障害により困難を示す領域

学習障害により困難を示す能力と概要は以下のとおりであり、学習障害とは、このうちの一又は複数について著しい困難を示す状態を指す。

ア 聞く能力

他人の話を正しく聞き取って理解すること。

イ 話す能力

伝えたいことを相手に伝わるように的確に話すこと。

ウ 読む能力

文章を正確に読み、理解すること。

エ 書く能力

文字を正確に書くこと。筋道立てて文章を作成すること。

オ 計算する能力

暗算や筆算をすること。数の概念を理解すること。

カ 推論する能力

事実を基に結果を予測したり、結果から原因を推し量ったりすること。

③ 学習障害の特性

ア 見えにくい障害であること

学習障害は、障害そのものの社会的な認知が十分でなく、また、一部の能力の習得と使用のみに困難を示すものであるため、「単に学習が遅れている」あるいは「本人の努力不足によるもの」とみなされてしまったり、子供自身が周囲に気付かれないようにカモフラージュしたりするなどの状況から、障害の存在が見逃されやすい。まずは、障害の特性に応じた指導や支援が必要であることを保護者や学校教育関係者が認識する必要がある。特に、早期からの適切な対応が効果的である場合が多いことから、低学年といたって早期の段階で学級担任がその特性を十分に理解し、適切な指導や必要な支援の意義を認識することが重要である。なお、平成24年に文部科学省が実施した全国的な実態調査では、医師等の専門家による判断に基づくものではないが、学習障害や注意欠陥多動性障害等の可能性があり、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要としている子供が小中学校の通常の学級に6.5%程度在籍している。

イ 他の障害との重複がある場合が多いこと

学習障害は、中枢神経系に何らかの機能不全があると推定されており、注意欠陥多動性障害や自閉症を併せ有する場合があります。その程度や重複の状態は様々であるので、個々の子供に応じた対応が必要である。

ウ 他の事項への波及

学習場面への参加の困難さを感じる事が多く、また本人は努力していても周囲にはそれが認められにくい場合もあることから、その結果として、不登校や心身症などの二次的な障害を起こす場合がある。

(2) 障害の状態等の把握

学習障害の状態の把握に当たっては、以下の点に留意しつつ、医療、保健、福祉などの関係諸機関、専門家チーム、巡回相談等の各地域における支援体制や、校内委員会や特別支援教育コーディネーター等の各学校における支援体制に蓄積されている知見を活用することが重要である。

① 学習困難の評価

ア 国語、算数（数学）等の基礎的能力に著しいアンバランスがあること。

校内委員会等で収集した資料、標準的な学力検査等から、国語、算数（数学）の基礎的能力（聞く、話す、読む、書くことや計算、図形の理解など）における著しいアンバランスの有無やその特徴を把握する。必要に応じて、心理アセスメント等の実施、学習に取り組む姿勢などの行動観察、家庭での様子についての保護者からの聴き取りなどから、対象となる子供の認知能力にアンバランスがあることを確認するとともに、その特徴を把握する。なお、英語については発音される要素が日本語より多種多様であり、表記とそれに対応する読みが複雑であるだけでなく不規則な表記が多く、日本語に比べ識字などの基礎的能力に著しいアンバランスが生じやすいとの指摘もなされている。

イ 全般的な知的発達が遅れないこと

標準化された個別式知能検査の結果等から、全般的な知的発達の遅れないことを確認する。ただし、小学校高学年以降にあつては、学習障害が原因となつて、国語、算数（数学）の基礎的能力の遅れが全般的な遅れにつながっていることがあることに留意する必要がある。

② 医学的な評価

学習障害かどうかの判断に当たっては、必要に応じて、専門の医師又は医療機関による評価を受けることを検討すべきである。

学習障害の原因となり得る中枢神経系の機能不全が、主治医の診断書や意見書などに記述されている場合には、特別に配慮すべきことがあるかどうか確認しておく。

③ 他の障害や環境的要因が直接的原因ではないこと

ア 他の障害や環境的要因が学習困難の直接的原因ではないこと

子供の日常生活における行動の記録や校内委員会等で収集した資料等に基づいて、他の障害や環境的要因が学習困難の直接的原因ではないことを確認する。その際、必要に応じて、対象となる子供が在籍する通常の学級における授業態度の観察や保護者との面談等を実施する。

イ 他の障害の判断をする場合の留意事項

注意欠陥多動性障害や自閉症等が学習困難の直接的原因であれば、学習障害と判断することには慎重でなければならない。しかし、その場合であっても学習障害が併存することも多いこと、また、その併存は判断が難しいことなどから、学習障害の可能性を即座に否定することなく、慎重に判断する必要がある。また、知的障害と学習障害は基本的には重複しないが、過去に知的障害の疑いがあると判断された場合においても、学習障害の可能性を即座に否定することなく、慎重に判断する必要がある。

なお、本稿における「学習障害」「注意欠陥多動性障害」「自閉症」の用語の取扱いについては、学校教育法施行規則及び関連通知に基づいている。ただし、日本精神神経学会の定めたDSM-5病名・用語翻訳ガイドラインにおいて、「限局性学習症／限局性学習障害」「注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害」「自閉スペクトラム症／自閉症スペクトラム障害」を用いることが推奨されている。

【参考資料】 教育的ニーズを整理するための調査事項の例

以下の資料は、学習障害のある子供の教育的ニーズを整理するための三つの観点を踏まえて調査票の参考例として調査事項等を示したものである。実際の調査においては、以下に加え調査事項を追加する等により活用することを意図している。

なお、詳細な事項の内容については、本編IXを参照のこと。

1 学習障害のある子供の教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～		
① 学習障害の状態等の把握		
視 点	事 項	記 録
医学的側面	障害に関する基礎的な情報の把握	
	既往・生育歴	
	幼児期の発達状況	
	併存している障害等の有無	
心理学的、 教育的側面	発達の状態等に関すること	
	言語面	
	運動面	
	感覚や認知	
	姿勢	
	集中力	
	本人の障害の状態等に関すること	
	教科学習上の困難さ	
	身体の動き	
	感覚や認知の特性	
	学習意欲や学習に対する取組の姿勢や態度、習慣	
	自己理解の状況	
	諸検査等の実施	
	行動観察	
	留意点を踏まえた結果	
認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報の把握		
学校での集団生活に向けた情報		
成長過程		
② 学習障害のある子供に対する特別な指導内容		
	感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること	
	代替手段等の使用に関すること	
	言語の形成と活用に関すること	
	コミュニケーション手段の選択と活用に関すること	
	感覚の総合的な活用に関すること	
	認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること	
	集団への参加の基礎に関すること	
	障害の特性の理解に関すること	
	情緒の安定に関すること	

③ 学習障害のある子供の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容		
ア 教育 内容 ・ 方 法	(ア) 教育内容	
	a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	
	b 学習内容の変更・調整	
	(イ) 教育方法	
	a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	
	b 学習機会や体験の確保	
	c 心理面・健康面の配慮	
イ 支 援 体 制	(ア) 専門性のある指導体制の整備	
	(イ) 子供，教職員，保護者，地域の理解啓発を図るための配慮	
	(ウ) 災害等の支援体制の整備	
ウ 施 設 ・ 設 備	(ア) 発達，障害の状態及び特性等に 応じた指導ができる施設・設備 の配慮	

2 学びの場について		
設置者の受け入れ体制	小・中学校等の状況	
本人・保護者の希望	希望する学びの場	
	希望する通学方法	

3 その他		
併せ有する他の障害の有無と障害種		